

## 休眠預金等のお取り扱いについて（異動事由の変更）

お客さま各位

金沢信用金庫

平素より弊金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、2019年4月にお知らせいたしました「休眠預金等のお取り扱いについて」の休眠預金等活用法に基づく異動事由を、2021年4月5日以降変更いたしますので、ご案内させていただきます。変更の内容につきましては、下記の「休眠預金等のお取り扱いについて」をご参照ください。

なお、本件にともなう預金規定の改定はございません。

以上

## 休眠預金等のお取り扱いについて

お客さま各位

金沢信用金庫

平素より弊金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、当金庫において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に移管された預金等につきましては、お客さまの申出によりいつでも払戻しをさせていただきます。

### <休眠預金等の定義>

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法の付保対象となる預金等（一般預金・決済性預金）をいいます。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
  - ①当該預金等に係る異動が最後にあった日
  - ②当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
  - ③金融機関が当該預金等に係る預金者等への通知を発送した日（当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。）
  - ④当該預金等について預金等に該当することとなった日
4. 「異動」とは、引出し、預入れ、振込の受入れ、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等の事由及び以下の事由をいいます。
 

なお、異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が許可を受けることにより異動事由となるものがあります。

### 【預金種類ごとの異動事由一覧】

（2021年4月5日）

預金等の種類	法定異動事由	当金庫が許可を受けた異動事由
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>引出し</li> <li>預入れ</li> <li>振込金の受入れ</li> <li>口座振替その他の事由による預金額の異動</li> <li>手形又は小切手の提示等による第三者からの支払の請求（金融機関が把握できる場合に限る。）</li> <li>預金者等による公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め</li> </ul>	下記②、③に掲げる事由 ※②は(b)(c)ならびに(d)に掲げる事由 ※③は(c)(e)に掲げる事由
普通預金（無利息型普通預金を含む）		下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※③は(a)(b)(c)ならびに(e)に掲げる事由
貯蓄預金		下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(a)(b)(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(a)(b)(c)ならびに(e)に掲げる事由
納税準備預金		下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)に掲げる事由 ※③は(c)ならびに(e)に掲げる事由
通知預金		下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
期日指定定期預金（ダイヤモンド定期）		下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由

自由金利型定期預金 (M型) 単利型 / 複利型 (スーパー定期)	下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
自由金利型定期預金 (大口定期)	下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
変動金利定期預金単利型 / 複利型 (変動金利)	下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
定額複利預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
自動継続期日指定定期預金 (ダイヤモンド定期)	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
自動継続自由金利型定期預金 (M型) 単利型 / 複利型 (スーパー定期)	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期)	下記①、②、③に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
自動継続変動金利定期預金単利型 / 複利型 (変動金利)	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(d)ならびに(e)に掲げる事由
定期積金	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※②は(d)ならびに(e)に掲げる事由 ※③は(c)(e)に掲げる事由
積立定期預金	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※②は(d)に掲げる事由 ※③は(c)(e)に掲げる事由
総合口座 (無利息型総合口座を含む) 取引	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由 ※③は(a)(b)(c)ならびに(e)に掲げる事由

※変更前の異動事由は「休眠預金等のお取り扱いについて (平成31年4月27日現在)」をご覧ください。

- ①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行(再発行を含む)、記帳若しくは繰越。
- ②預金者等の申出による残高の確認の求め。
  - (a) ATMにおける残高照会および履歴照会
  - (b) インターネットバンキングにおける残高照会および入出金明細照会
  - (c) ANSER取引における残高照会および入出金明細照会(当金庫が把握できる場合に限る)
  - (d) 残高証明書発行依頼(継続発行を含み当金庫が把握できる場合に限る)
  - (e) バンキングアプリにおける残高照会

- ③預金者等の申出による契約内容、または顧客情報の変更。
- (a) A T M支払限度額変更
  - (b) キャッシュカード発行・再発行
  - (c) 口座の移受管
  - (d) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
  - (e) 顧客情報の変更（当金庫が把握できる場合に限る）
- ④総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記法定異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。
- ⑤総合口座等休眠預金等活用法の対象外預金等と預金等の組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る対象外預金等について、上記法定異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上

(2021年4月5日現在)